議案第４０号

向日市福祉事務所設置条例の一部改正について

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

平成３０年５月２８日提出

向日市長　安　田　　守

条例第　　号

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

向日市福祉事務所設置条例（昭和４７年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項の表中「中野２０番地」を「小佃５番地の１」に改める。

附　則

この条例は、平成３０年７月１日から施行する。

〈参　考〉

向日市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行
（設置） 第１条　　略 ２　福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。	（設置） 第１条　　略 ２　福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称：向日市福祉事務所 位置：向日市寺戸町小佃５番地の１	名称：向日市福祉事務所 位置：向日市寺戸町中野２０番地